

2 こども医療費・重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費の

医療機関での窓口無料化(現物給付)を 埼玉県内全域に拡大します

町では、こども医療費及び重度心身障害者医療費支給事業について、比企管内、毛呂山町、越生町、坂戸市、鶴ヶ島市内の医療機関等と協定を締結し、窓口無料化(現物給付)に取り組んできました。

今回、この窓口無料化の医療機関を、令和4年10月から埼玉県内全域に拡大します。

また、ひとり親家庭等医療費支給事業についても、令和5年1月から窓口無料化(現物給付)をスタートします。ただし、ひとり親家庭等医療費受給者に関しましては、課税により自己負担がある方は、自己負担分を窓口で支払う必要があります。

※受給資格証を提示できなかった場合や、一部負担金が同一医療機関で、月額21,000円以上かかる場合は、窓口での支払いが必要です。領収書等を添付の上、町に請求書を提出ください。

※一部窓口払い無料対象外の医療機関があります。対象の有無につきましては、受診される医療機関にご確認ください。



下記の日程で、医療機関での窓口無料化(現物給付)を埼玉県内全域に拡大します。

【県内全域の拡大開始日】

事業名	日程
こども医療費支給事業	令和4年10月1日から
重度心身障害者医療費支給事業	
ひとり親家庭等医療費支給事業	令和5年1月1日から

適正受診のご協力及び ジェネリックの利用を ご検討ください

今後も制度の運営を維持するため、皆様のご協力をお願いします。

- ◆緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう。
- ◆同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、同じ検査を繰り返すなど医療費の無駄となります。安心して相談できる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ◆ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用しましょう。ジェネリック医薬品を使用することにより、一人ひとりの自己負担や医療保険財政の改善、医療費抑制につながり、医療費支給制度の負担軽減につながります。この機会に、かかりつけ医師や薬剤師にご相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。



3 ひとり親家庭等医療費の受給資格証が 「ハガキ」タイプから「カード」 タイプへ使いやすく便利に変わります

ひとり親家庭等医療費の受給資格証を、令和5年1月の更新時から受給世帯で1枚発行している「ハガキ」タイプから、受給者一人ひとりに発行する「カード」タイプに変更します。

新しい「カード」タイプの受給資格証は、令和4年12月中旬以降に郵送します。



津曲 知子さん 美和ちゃん 親子

こども医療費が拡大するのはありがたいです。小学生がいる子育て世代が利用できるように、「ぼっぼ」で遊ぶ子どもの年齢制限を拡大したり、ベンチがない公園には、ベンチを設置したりして欲しいです。

子どもが1カ月に1度くらいの頻度で川越市内の病院に通院していることから、今まで領収書を役場に提出していましたが、窓口無料化により、役場に提出する頻度が少なくなるため、とても助かります。(町内在住 女性)

子どもが病気等になったときも、経済的な負担が少なく病院に行くことができるので、助かっています。ニュータウン内の公園施設が、充実するともっと良いと感じています。



丸山 梢さん おとちゃん はなちゃん 親子

保護者の声

今回のこども医療費拡大や、町内での子育てについて、保護者の方にお話を伺いました。



鳩山町は

特集

「子育て世代」を応援します

鳩山町では、子育てしやすい町を目指して、子育てに関する各種相談支援、保育園や学童保育所の整備などの環境整備を行っています。今月号では、子育て環境をさらに充実させるための令和4年度に実施する事業や取り組みをご紹介します。(31ページの子育てカレンダーもご覧ください)

1 令和4年10月からこども医療費の対象年齢を 「18歳(高校卒業相当)」までに 拡充します

現在、15歳(中学校卒業)までとしている、こども医療費の支給対象年齢を令和4年10月診療分から18歳(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に拡充します。

今回新たに対象となる16歳から18歳の方(平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれで、重度心身障害者医療費受給中の方は除く)は、登録申請が必要となります。

対象となる方がいる世帯に、申請書等を7月下旬以降にお送りしますので、期日までにご提出ください。

なお、現在、ひとり親家庭等医療費の対象となっている、16歳から18歳(平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれ)の方については、こども医療費支給事業に移行となりますので、登録申請の提出をお願いします。

15歳以下で、こども医療費受給中の方	重度心身障害者医療費受給中の方を除く16歳から18歳の方
手続きの必要はありません	ひとり親家庭等医療費受給中の方を含め、登録申請が必要になります。

■問合せ 役場町民健康課 ☎296-5891

令和4年10月から
こども医療費等を拡充します

コロナ禍の影響を大きく受けている 子育て世代に対する鳩山町独自の支援事業

鳩山町では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている子育て世代の皆さんに対して、安心した生活が送れるように、町独自の支援事業を実施します。このページでは、その事業内容を紹介いたします。なお、この支援事業は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源として活用し、実施します。

レポ

ファミリー・サポート・センター事業

地域で子育ての援助を行うサポート会員養成講座を実施しました



(前列中央は講師)

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育てを支援したい方・支援を受けたい方に会員となってもらい、ファミリー・サポート・センターで依頼会員の希望に合った協力会員を紹介し、子育て世帯を支援する制度です。

町では、援助を行う方を養成するサポート会員養成講習会を、4月11日から21日の間に、計4日間、鳩山町地域包括ケアセンターで開催し、5人の方が受講されました。

受講者の皆さんは「子どもの心と発達」、「活動を行う上での安全管理」や「応急処置」など実践的なスキルを、時折、笑顔を交えながら学びました。

町はこの事業の実施を今年の秋から予定しており、協力会員を随時募集しています。詳細は下記までお問い合わせください。

■ 問合せ 役場町民健康課
☎ 296-5891

小・中学生への支援として 学校給食費免除・援助事業 を実施します



【①町内公立小・中学校に通う児童・生徒対象】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化及び、物価高騰等により、厳しい子育て環境のなか、児童生徒を養育する子育て世帯を支援するため、公立小・中学校の学校給食費の免除を第2学期分及び第3学期分まで拡充します。

給食費の免除を受けるための、保護者の申請は不要です。

【②町外就学児童・生徒対象】

コロナ禍における物価高騰等の影響を受けている、鳩山町在住で、町外の学校施設等に就学する児童・生徒の学校給食費の一部を助成することで、児童・生徒を養育する保護者の経済的支援を行います。

■ 給付額（一人あたり）

小学生 46,200円（上限）

中学生 55,000円（上限）

■ 申請 上記②の事業については、申請が必要です。詳細が決まり次第、町ホームページ等でお知らせします。

■ 問合せ 町給食センター ☎ 296-0311



このページでご紹介した以外の、新型コロナウイルス感染症に対する鳩山町独自の支援事業に関しましては、10～11ページで紹介しています。そちらもぜひご覧ください。

16歳から22歳までの若者に対する支援として 若者生活支援特別給付金事業を実施します



コロナ禍の長期化に加え、物価高騰等の影響を特に受けやすい16歳から22歳までの若者を対象に、生活支援特別給付金を支給します。

■ 対象 令和4年5月1日時点で町内在住の16歳から22歳（平成12年4月2日から平成19年4月1日生まれ）の方

■ 給付額 1人につき3万円

■ 申請 対象となる方がいる世帯に申請書等を7月中旬（予定）以降にお送りしますので、期日までにご提出ください。ご提出の申請書を確認のうえ、順次指定の口座に振り込みます。

■ 問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

国施策分

令和4年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得のひとり親世帯やその他の子育て世帯に対し、生活を支援するため、給付金を支給します。

■ 支給額 対象児童1人あたり一律5万円

■ 支給方法（申請不要の方には、6月中旬にご案内を送付しました。）右表①に該当する方は、申請不要で給付を受けることができます。右表②の方については、申請が必要です。詳細が決まり次第、町ホームページ等でお知らせします。

■ 問合せ 役場町民健康課
☎ 296-5891

【支給対象者】

世帯 申請区分	ひとり親世帯(収入が児童扶養手当支給制限限度額を下回る世帯)	その他(ひとり親以外)の低所得の子育て世帯
①申請不要	令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	令和4年度4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方のうち、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
②要申請	次のいずれかに該当する①以外のひとり親世帯 ・公的年金等の受給により、児童扶養手当の支給を受けていない方 ・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給要件と同じ水準になった方	次のいずれかに該当する①以外の子育て世帯 ・対象児童(※)を養育し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方 ・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が住民税均等割の非課税と同じ水準となった方

※対象児童とは、令和4年3月31日時点で18歳未満(障害児については20歳未満)の子(令和4年4月～令和5年2月に生れた新生児を含む)をいいます。